

クロスメディアによる自転車活用推進啓発事業委託業務 仕様書

1 業務名

クロスメディアによる自転車活用推進啓発事業委託業務

2 履行期間

契約の締結日から令和5年1月13日まで

3 業務の背景及び目的

伊予市では、第2次総合計画の実現に向けて策定した「伊予市観光振興計画」、「伊予市自転車を活用した観光等推進計画」に基づき、市内外に向けた積極的なPR及び啓発イベント等を行い、一定の成果を上げてきたところである。

一方で、新型コロナウイルス感染症に伴う市内経済への打撃は甚大で、県外との往来及び外出自粛等の影響により、伊予市内の飲食店、宿泊業は大きな打撃を受けている。

新型コロナウイルス感染症により打撃を受けた市内経済の立て直しを図るとともに、アフターコロナを見据えた新しい伊予市の観光を確立するため、日常・観光における自転車利活用について、各メディアを複合的に組み合わせて発信し、市内経済の活性化に繋げることを目的として当該業務を行うものである。

なお、本業務の主たる対象者（ターゲット）は、伊予市周辺及び県内に在住する20代から40代の女性層とする。

4 業務の規模

本業務に関する費用は、9,900,000円（消費税及び地方消費税を含む。）以内とする。

5 委託業務の概要について

(1) 電波放送等を活用した情報発信に関する事項

- ① 具体的な電波放送等の内容に関し、最低3回は実施することとし、企画提案を行うこと。（放送予定時期、回数、生放送か録音放送か、回ごとのテーマ等、具体的に提案すること。）
- ② 放送予定日において、諸事情等により放送できなかった場合の事後対応について記載すること。
- ③ 放送された内容は、後日、伊予市の公式ホームページ等で公開することを前提に、著作権法上の制限及び一般社団法人日本音楽著作権協会が定める規定等に照らし違反しない形で無期限に公開できる内容とすることとし、具体的な内容及び方法等について提案すること。

(2) インターネット、SNS 等を活用した情報発信に関する事項

伊予市の観光及び飲食、物産、自転車活用推進に向けた取り組みについて、SNS 及び自社アプリ等を活用して積極的に実行するとともに、双方向性を持たせることにより、ターゲット層が求める情報の収集、分析を行うこと。

なお、活用する予定の SNS 及びアプリ媒体については、提案事項とする。

(3) 雑誌、新聞等を活用した情報発信に関する事項

伊予市で実施中又は実施予定の事業等と有機的に結び付け、読者に具体的な行動を促すような誌面を掲載すること。

① 現地取材

市内の観光スポット・商店等を現地取材し、PR 効果の高い誌面となるよう写真等を撮影するとともに、ターゲット層が伊予市に魅力を感じ「訪れてみたい」と思うような原稿を作成する。

② 特集記事の作成・発行

現地取材及び撮影写真等を基に、誌面を作成すること。

なお、掲載媒体及びページ数は提案事項とする。

(4) 市民や近隣市町の方が気軽に自転車を利用したくなる啓発イベントに関する事項

市民や近隣市町の方が、気軽に伊予市を自転車で巡りたいと感じる、新しい生活様式に則した分散型のイベント（自転車をテーマとしたフォトコンテストや自転車ログイニング等）を実施期間中に最低 1 回は行うこと。

6 再委託

受注者は、本業務の全部を再委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、本業務の一部を再委託し、又は請け負わせる場合であって、事前に書面により伊予市の承諾を得たときは、この限りではない。なお、受注者は再委託先の行為についても全責任を負うこと。

7 知的財産権

- (1) 本業務で制作する中間生成物を含めた全ての知的創造物の知的財産権、所有権及び著作権法（以下「法」という。）上的一切の権利（法第 27 条及び法第 28 条を含む）は伊予市に帰属するものとし、伊予市及び受注者から依頼を受けて中間生成物を制作した者（以下「製作者等」という。）は、当該業務に関係する事項に関して法第 17 条に規定する著作者人格権を無期限に行使しないものとする。
- (2) 本業務で制作した中間生成物を含めた知的創造物について、伊予市は製作者等に何ら断りなく二次利用することができる。
- (3) 構成素材に含まれる第三者の著作権その他全ての権利についての交渉、処理は受注者が行うこととし、その経費は委託料に含むものとする。受注者又は製作者等が

従前から所有していた写真等を使用する場合も前記のとおりとする。

- (4) 本業務で制作する中間生成物を含めたすべての成果品について、他者の所有権、知的財産権及び著作権を侵害しないことを保証すること。なお、他者の権利を侵害していることが明らかになった場合は、受注者が全ての責を負うものとし、伊予市は一切関知しない。

8 その他

(1) 完了検査について

当事業は会計検査院による会計検査対象事業であるため、完了検査に当たっては、別紙「完了検査における事業実施確認チェックリスト」のチェック項目に関し実施あるいは必要書類の提出を行う必要があることに留意して事業を行うこと。

(2) 成果物について

業務完了に当たっては、次の成果品を提出すること。

- ① 業務報告書 正本・副本 各一部、電子データ一式 (CD または DVD で納品)
- ② 制作物 (掲載された雑誌、新聞等の原本を含む。)

(3) 事務処理について

当事業に関する事務処理に当たっては、市担当者の指示に従うとともに、伊予市財務会計規則に基づいて適切に処理すること。また、国庫補助金を活用した事業であることを認識し、当該事業の経費として処理した領収書等については令和5年度以降5年間保管しておくとともに、市からの開示請求に応じられる形に整理しておくこと。

(4) 不可効力事象発生時の対応について

新型コロナウイルス感染症の再流行による緊急事態宣言の発令その他、発注者、受注者ともに責任が認められない理由により、又は社会一般的な判断により当該業務の自粛が妥当と認められるときは、発注者と受注者が協議の上、対応について決定する。

(5) 疑義の解釈

本仕様書に記載のない事項又は疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議の上、決定する。